

<報道発表資料>  
(経済同時)

令和7年6月11日  
京都市環境政策局地球温暖化対策室

## 令和7年度京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金の募集

京都市では、中小事業者による省エネの取組を後押しするため、令和5年度から京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づく市内の準特定事業者※1及び中小事業者を対象に、省エネ効果の期待できる高効率機器（空調、換気、照明、給湯設備）の導入に係る費用を補助する事業を実施しています。

この度、令和7年度事業に係る申請の受付を開始します。

※1 事業の用に供する建築物（床面積合計が1,000㎡以上）の所有者

### 【募集概要】

- (1) 補助対象者（次のア、イのいずれかに該当する事業者）
  - ア 条例に規定する準特定事業者
  - イ 京都市内において、既に事業活動を営んでいる中小企業者等※2で、かつエネルギー消費量等報告書を提出できる事業者
- ※2 中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等
- (2) 補助対象設備  
高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器
- (3) 補助金額等  
補助対象経費の1/2、補助上限200万円、下限50万円
- (4) 主な補助要件

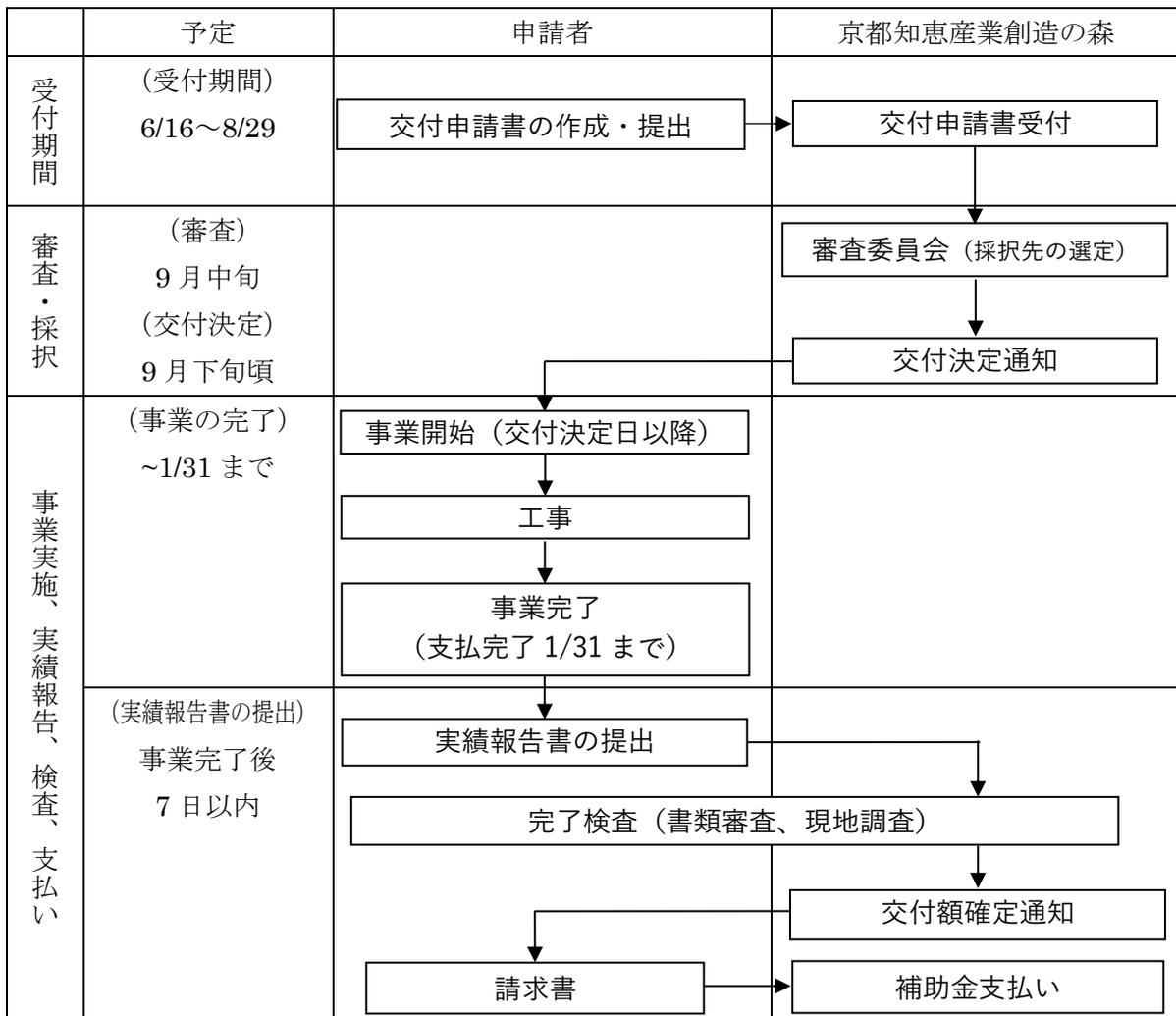
補助対象設備	補助要件（概要）
高効率空調機器	30%以上の省CO2※3効果
高機能換気設備	全熱交換器であること
高効率照明機器	自動調光制御機能を有するLED
高効率給湯機器	30%以上の省CO2※3効果

※3 省エネ効果を表す指標としてCO2を対象としている。

詳細については、一般社団法人京都知恵産業創造の森のホームページ（[https://chiemori.jp/smart/support/y2025/r7\\_koukouritsukiki.html](https://chiemori.jp/smart/support/y2025/r7_koukouritsukiki.html)）にある「京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金募集要領」を御確認ください。

【申請手続等】

- (1) 申請受付期間  
令和7年6月16日（月）～ 令和7年8月29日（金）必着
- (2) 選定方法  
交付申請書をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付先を選定する。
- (3) 申請方法  
持参又は郵送
- (4) 事業の流れ



<申請及び問合せ窓口>

一般社団法人京都知恵産業創造の森

受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

住 所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センタービル 3階

電 話：075-353-2303 電子メール：smart@chiemori.jp